

③ 中小企業関係税制の拡充

- (1) 法人税法上等の中小法人の定義の引上げ
- (2) 中小法人に対する法人税の軽減税率の引下げと適用所得範囲の引上げ
- (3) 中小個人企業に対する事業主報酬制度の創設

④ 中小企業組合関係税制の拡充

- (1) 企業組合、協業組合を含めた中小企業組合の法人税率の引下げ
- (2) 火災共済協同組合の地震火災費用見舞金、地震見舞金に対する税制措置の創設等

⑤ 拙速な消費税率引上げ議論に反対

2. 中小企業金融対策の拡充

- ① 平成20年10月以降民営化される商工中金及び統合後の日本政策金融公庫については、その役割・機能が引き続き十分発揮されるような措置を講じること。特に、商工中金の新体制への移行に際しては、既存の利用者や民間出資者の利益が侵害されたり、新たなコスト負担が生じることがないように、必要な措置を確実に講じること。

- ② 不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行の確立に向けての取組みを強化すること。また、信用補完制度における責任共有制度（部分保証等）の導入に当たっては、中小企業に対する貸し渋りや貸し剥がしが再燃することのないよう万全の措置を講じること。

- ③ 独立行政法人の融資業務として見直しが行われた高度化事業（高度化資金貸付制度）については、環境変化に対応した適切な運営の改善を行うこと。また、中小企業倒産防止共済制度については、中小零細事業者の利便性向上のため、制度の充実を図ること。

- ④ 本年10月に民営化するゆうちょ銀行の業務のあり方については、地域経済や金融において混乱をきたさないよう、信用組合をはじめとする民間金融機関との公平な競争条件を確保する観点から、以下の措置を講じること。

- (1) 信用組合等民間金融機関と公平な競争条件を確保するため、ゆうちょ銀行と郵便事業会社等との間の顧客情報を遮断すること。
- (2) 完全民営化移行期間中の預入限度の引上げや撤廃は行わないこと。
- (3) 完全民営化移行期間中の事業性貸出業務への新規進出は行わないこと。

3. まちづくりの推進と中小小売商業支援の強化

① まちづくり推進のための支援の拡充

- (1) まちづくりを推進するため、「戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業補助金」など

中心市街地活性化基本計画の認定を受けた中心市街地に対する支援を拡充するとともに、「まちづくり交付金」等の積極的活用を図ること。

- (2) まちづくりを地域で一体的に推進するため、地方公共団体はもとより、地権者などの地元関係者、中小小売・サービス業者、地域住民等に対し、まちづくり三法に基づく新しいまちづくりについて普及・周知の徹底を図ること。
- (3) 大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合等への加入や活動への参加を義務付け、地域交流、商業活動及び社会貢献等への積極的な協力を求める条例の制定を促進すること。

② 商店街・共同店舗及び個店への支援の拡充と新たな助成制度の創設

- (1) 中心市街地活性化基本計画の認定を受けた中心市街地以外の市街地や商業集積を振興するため、商店街等が行う「少子高齢化等対応中小商業活性化事業」の一層の拡充を図ること。
- (2) 来街（店）者の増加策、消費者の利便性向上のために商店街や共同店舗等が行う電子マネー、ICタグに対応した機器の設置、電子看板・広告に係る「ハード事業」、アプリケーションソフトの改良や保守費用を含めた「ソフト事業」に対する助成制度を創設すること。
- (3) 商店街が設置したアーケード等の公共性の高い共同施設の保守・修繕及び解体・撤去費用に対する補助制度を創設すること。
- (4) 商店街等共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額（所得）への非課税措置、公共性の高い共同施設（アーケード等）資金の借入に伴う個人保証の免除等の弾力的運用制度を創設すること。また、公共的施設物（アーケード）に関わる道路占有料は全額免除とすること。

4. 中小物流業・サービス業振興対策の充実

① 中小流通業対策の強化

- (1) 流通構造が激変する中で、中小流通業の機能強化を図るため、組合等が行う情報システムの構築、IT化促進及び共同事業推進等のための「物流効率化推進事業」等の支援策を拡充すること。
- (2) 卸商業団地の組合員の倒産・廃業等によって生じた跡地について、組合員の円滑な入替え等ができるよう、組合が一時的に買い取る場合の借入金に関わる支援措置を講じること。また、不動産取得税、登録免許税、消費税等について軽減措置を講じること。
- (3) 中小運輸業の健全で安定した経営を可能とす